

(株)大豊プラントの産廃焼却炉設置許可取り消し訴訟 水戸地裁は住民の請求を棄却すると不当判決

2007年12月19日に、原告442名で茨城県を相手に提訴した本裁判は、この3月1日、水戸地裁の判決が言い渡されました。

まず、建設予定地から2km以上離れた原告はその「資格がない」と却下。2km以内の原告の請求は、県の許可処分に「違法性はない」ので棄却するというものでした。

しかし大豊プラントが申請した書類には、誤りや矛盾点がいくつかあり、証言に立った県職員も認めたのですが、裁判所は「業者が訂正したものを裁判の中で提出したので問題ない」。また、「業者の役員報酬の記載がないなどの適切さを欠く点がある」と認めつつ「問題は無いし住民縦覧のやり直しの必要性はない」。

「申請書に金融機関を明記しなかったのは、住民が金融機関に圧力をかけると考えたものでやむを得ない」。さらに今や環境アセスでは三次元流体モデルが一般的にもかかわらず、業者の「プルーム・パフモデルで十分」などなど、裁判所は茨城県と業者を助けるばかりの判決を下しました。



間もなく出される判決の公平性を求めて裁判所まで行進する原告団



記者会見(左)と住民報告会(右)で、挨拶と決意を述べる原告団長

原告団長の菊池一二さんは、判決言い渡し後の記者会見と、夜の住民への報告会で、「住民不在の判決に憤りを感じる。施設は絶対に作らせない。抗訴し必ず勝利する」と決意を述べました。

弁護団報告より

判決は、仮処分申請に対する決定と同じで、現場も見していない裁判官が、原告らが裁判で示した証拠に目も耳も貸さず、茨城県と大豊プラントを助けるだけ、そして住民を敵に回すような内容。誤った内容が書かれた申請書を見させられた村と村民は納得いくはずがない。

住民が健康と環境破壊を心配すること、また銀行に圧力をかけるだろうなど、住民に対しては「一般的でない」とまで述べている。

高裁に公正な判断を！

判決は、仮処分申請に対する決定と同じで、現場も見していない裁判官が、原告らが裁判で



安江弁護団長の報告
3月1日18時、中丸コミセン